

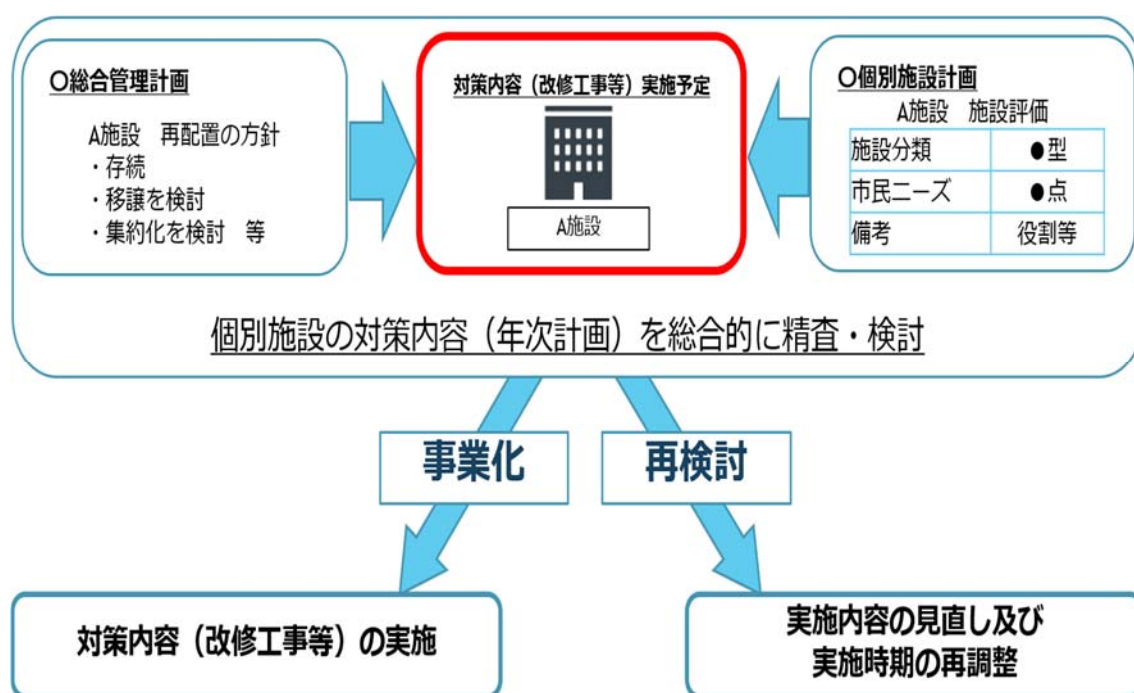
恵那市公共施設個別施設計画の改訂について

1. 個別施設計画の概要

国より個別施設ごとの対応方針を定める「個別施設毎の長寿命化計画」を令和2年度までに策定することを要請され、計画策定後においては、計画に基づいて対策を実施した場合、財源手当のある有利な起債（※1）の対象となることから、計画期間を令和3年度から令和12年度までとする「恵那市公共施設個別施設計画」を令和2年9月に策定しました。

個別施設の考え方については、上位計画である「恵那市公共施設等総合管理計画」における施設の方向性と、「個別施設計画」の2点から毎年精査をし、事業化するもの及び再検討をして見送るものを決定し進めていく計画となります。

※1：公共施設等適正管理推進事業債（充当率 90% 交付税措置率 30～50※財政力に応じて）



2. 見直しの必要性

個別施設ごとの具体的な長寿命化等の対応方針を定める「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」を令和2年9月に策定しましたが、令和7年度が中間見直しの年と位置付けており、第5次行財政改革の策定前に見直しが必要になることから、令和6年度に見直しを実施します。

3. 計画の内容と改定項目

(計画)

(改定項目)

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| 1. 計画期間 | ➡ 更新 |
| 2. 基本的な考え方 | |
| 3. 各施設の評価項目 | |
| 4. 対策の優先順位の考え方 | |
| 5. 策定体制 | |
| 6. 策定経緯 | ➡ 更新 |
| 7. 各年度における事業額の上限 | ➡ 財政計画と整合性を
図りながら更新 |
| 8. 策定後の施設修繕・更新等対策内容の整理 | |
| 9. 市民意識調査の結果 | ➡ 最新の結果に更新 |
| 10. 今後の事業費見通し「年度事業計画一覧」 | ➡ 財政計画と整合性を
図りながら更新 |
| | 【集中審議項目】 |
| 【別紙】対象施設の評価一覧 | ➡ 総合管理計画を基に
更新 |

4. 策定スケジュール

令和6年度

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 5月 | 行財政改革本部会議（改定方針検討） |
| 7月 | 行財政改革審議会（改定方針検討） |
| 7月～1月 | 各課ヒアリング、施設評価 |
| 8月 | 市民意識調査実施 |
| 12月～1月 | 素案作成 |
| 2月～3月 | 行財政改革本部会議（計画案提示）
行財政改革審議会（計画案提示） |

令和7年度

- | | |
|----|---|
| 4月 | パブリックコメント |
| 5月 | 行財政改革本部会議・審議会（計画案確認）
行財政改革審議会（計画案承認） |
| 6月 | 全員協議会に報告 |

5. 策定後の管理について

施設の所管課や管理者は個別施設計画に基づく施設修繕・更新等の進捗状況を毎年確認し、実施出来なかった計画については再度実施時期を検討します。

また、各施設においては法律で定められた定期点検を継続実施するとともに、施設の所管課や管理者による点検活動を日常的に行い、大規模改修・更新等が必要な場合には、かかる費用を踏まえながら、建物として継続して保有する必要性を改めて検討したうえで、必要に応じて大規模改修・更新等を実施します。

検討の結果、施設更新の必要性が低い施設は原則として更新は行わないことから、建物として継続して保有するかを検討し、必要に応じ改修を行います。継続して保有しないと判断した場合、機能の維持について必要性を検討し、機能移転あるいは統廃合、譲渡、除却等を進めます。